2019 1/18

手形電子化1割どまり

中小企業コストが壁

導入10年、利用進まず

企業が振り出す「紙の手形」がなくならない。割にとどまることが分かった。企業は印紙税を節約でき、保管する手間を省くこともできる。銀行が課す手数料が大企業に有利になる設定で、中小零細企業が使うと逆に負担増となるためだ。

電子手形は電子債権と呼ばれ、2008年12月に施行した電子記録債権法によって流通制度ができた。印紙税を軽減し、利用を促していた。当初は3メガバンクがそれぞれ始めていたが、2013年に全国銀行協会が共通基盤のシステム「でんさいネット」を開始した。

しかし、全国銀行協会が推計したところ、紙の手形の年間発行枚数は125万枚。でんさいネットで2018年に企業が電子手形発行を請求した件数は266万件にとどまっていた。件数は前年から2割強増えたとは言え、当初狙った通りに効果が出ていない。

実は手形の流通(交換)は電子手形に置き換わってきたと言われてきた。確かに1989年は約3億8千万枚が交換されていたが、足元では55万枚まで激減。でんさいネットに参加する金融機関も約600に上り、一見、普及したと見えた。

しかし、実態は逆。利用登録した企業は全国企業の1割を超えた程度の約46万社にとどまる。中小零細企業の多くが電子手形を利用していない。高齢者が多く、電子対応に不慣れとの指摘もある。最も大きなカベはコストだ。銀行の手数料がかかると電子手形で受ける恩恵を相殺するどころか、逆に負担増となる場合がある。

でんさいネットは利用手数料を銀行に支払う必要がある。例えばみずほ銀行ではみずほ銀に口座を持つ企業向けには43円、他行向けには86円。債権額に関係なく一律で料金を設定している。手形の場合は額面が10万円未満の場合は非課税、100万円以下は200円、100万円超～200万円以下は400円など、金額が大きくなるほど印紙税が増える。10億円以上の手形は20万円の印紙税が必要になる。このため高額の手形を多く振り出す大企業は電子に移行した方がコスト削減効果が高く、少額の手形を発行する中小企業はコスト増効果となる。

例えば、100万円以下の手形を振り出すだけの企業では、印紙代が減ったとしても手数料が上回る。電子手形は中小企業の味方として作られたにもかかわらず、大企業など規模の大きな企業に恩恵をもたらしている。

(広瀬洋平)

中小企業は電子化でコストが増える場合もある
100万～10万の手形を12枚振り出した場合

	紙の手形	でんさい	差額
人件費	9148	5703	-3445
手形の用紙交付手数料	384	0	-384
でんさいの手数料	0	7228	7228
印紙代	2400	0	-2400
合計	11932	12931	999

(注)年間コストを全銀協が試算。単位は円。受け取りはない企業を想定。手形の郵送費は0円と仮定。

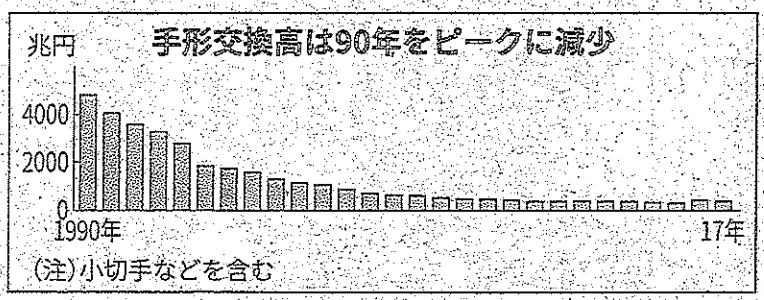

(注)小切手などを含む